

法人市民税納付のご案内

1 納付書の記入について

3枚帳票はすべて同一内容を記入してください。

「管理番号」は、武蔵野市における管理番号を記入してください。

2 納めるところ（令和7年8月1日現在）

① 武蔵野市役所内及び各市政センター内金融機関窓口（平日8:30～17:00）

② 次の金融機関（国内本支店窓口）

金融機関名は合併等により名称が変更になる場合があります。

三菱UFJ銀行、みずほ銀行（*）、群馬銀行（*）、山梨中央銀行（*）

きらぼし銀行、SBI新生銀行、東日本銀行、東京スター銀行、多摩信用金庫、

西京信用金庫、西武信用金庫、昭和信用金庫、大東京信用組合、中央労働金庫、

東京むさし農業協同組合及び都内の各農業協同組合、

ゆうちょ銀行・郵便局（東京都、山梨県及び関東各県所在）

（*）令和8年3月末まで取扱い可能です。

③ 地方税共通納税システム(eLTAX)を利用した電子納税（推奨）

・金融機関の窓口に出かけなくても、自宅等からインターネットを通じてクレジットカードやインターネットバンキング等様々な方法で納付が可能です。

・電子申告から納税まで一連の手順で行うことができます。

・地方公共団体の指定金融機関以外の金融機関からも納付可能です。

・複数の地方公共団体へ一括して納付ができますので、納付事務の負担が軽減されます。

詳しくは eLTAX ホームページにてご確認ください。

eLTAX ホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/tetuduki/>

二次元コード：



3 延滞金等について

納期限までに納付されなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額の年 14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を納付していただくことになります。ただし、令和3年1月1日以後の期間においては、年 14.6%の割合に該当する期間については、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年 1%を加算した割合）に年 7.3%を加算した割合、年 7.3%の割合に該当する期間については、延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合（上限年 7.3%）となります。また、督促状を発した日から起算して11日目までに納付されなかった場合には延滞処分を受けることになります。

武蔵野市役所 財務部市民税課

電話 0422-60-1822（ダイヤルイン）